

平成 26 年度 石狩市教育委員会会議（8 月定例会）会議録

平成 26 年 8 月 26 日（火）

開 会 13 時 30 分

第 2 委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
委員長 徳 田 昌 生	○		
委 員 門 馬 富士子	○		
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
教育長 鎌 田 英 暢	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	百 井 宏 己
生涯学習部次長	武 田 淳
総務企画課長	蛭 谷 学 俊
学校教育課長	安 崎 克 仁
社会教育課長	東 信 也
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	熊 谷 隆 介
教育支援センター長	西 田 正 人
特別支援教育担当課長	森 朋 代
学校給食センター長	成 田 和 幸
市民図書館副館長	丹 羽 秀 人
市民図書館副館長	板 谷 英 郁
生涯学習部参事	千 葉 則 理
総務企画課主幹	東 薫
総務企画課総務企画担当主査	高 石 康 弘

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

議案第 1 号 平成27年度から使用する小学校教科用図書の採択について

議案第 2 号 平成27年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

議案第 3 号 石狩市民図書館協議会への諮問について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 協議事項

① 教育委員会の点検・評価（平成25年度分）について（継続審議）

日程第 5 報告事項

① 奨学金制度の見直しについて

② 石狩市教育プラン後期基本計画の策定作業の進捗状況について

③ 今後の市内小中学校の整備について

日程第 6 その他

日程第 7 次回定例会の開催日程

開会宣告

（徳田委員長）只今から、平成 26 年度教育委員会会議 8 月定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名委員の指名

（徳田委員長）日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、松尾委員にお願いします。

日程第 2 議案審議

(徳田委員長) 日程第 2 議案審議を議題とします。

議案第 1 号 平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書の採択について

(徳田委員長) 議案第 1 号「平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書の採択について」鎌田教育長より説明をお願いいたします。

(鎌田教育長) 議案第 1 号「平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書の採択について」ご説明いたします。

過日行われた、「第 1 地区教科用図書採択教育委員会協議会」において採択協議されました、平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書の採択について、次のとおり決定したいので、議決を求めるものです。

最初に、協議会における採択協議結果について、その概要をご説明します。

平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書につきましては、管内で構成する採択教育委員会協議会を 4 月 16 日、5 月 20 日、6 月 9 日、8 月 5 日の計 4 回開催し、8 月 1 日の委員研修会を含め、検討・協議を進めて参りました。

この間、教科ごとに学校関係者や学識経験者及び保護者から成る調査研究委員会を設置し、見本送付のあった 11 教科、15 社、247 冊と特別支援学級用の平成 27 年度からの追加図書 11 冊について調査研究を行い、その内容が 8 月 5 日開催の協議会に報告されたところであります。

採択協議にあたっての調査研究のポイントとしては、共通項目では、①各教科の学習指導要領の目標や内容等を踏まえて、知識・技能の習得、活用、探究への対応について、どのような学習活動が取り上げられているか、②内容の構成・配列・分量等の特徴的なものはあるか、③子ども達の学習意欲を高める工夫がされているか、④子ども達が家庭でも自学自習できるなど、主体的に学習に取り組める工夫や使用上の便宜が図られているか、⑤北海道や石狩管内のことを取り扱っているかなどのほか、教科ごとのポイントについても詳細に調査研究されており、その内容の報告を踏まえて、採択を協議されたところであります。

それでは、教科ごとに使用出版社と採択の理由についてご説明申し上げます。

国語につきましては、5 社の中から「教育出版社」が採択されました。

その理由は、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けさせ、論理的に思考し表現する能力や、言葉で伝え合う能力を育て、感性や情緒を育むことができるように工夫されていること。また、児童の言語能力を螺旋的・反復的に

育成するための工夫がされていること。さらには、お互いの考えや意見を学び合いながら考える力・伝え合う力を育成するための工夫がされていること。巻末付録には、発達段階に応じた本の紹介や読書に親しむ態度を育てる手立てが工夫されていることなどであります。

次に書写については、6社の中から「教育出版社」が採択されました。

理由といたしましては、文字の組立て方を理解して形を整えて書くことや、文字の大きさや配列に注意して書くこと、毛筆を使用して筆圧や点画のつながりを意識して書くことなどの力を身につけることができるように工夫されていること。また、招待状を書いたり、ポスターや新聞を作ったりする学習を通して学習したことを日常生活や授業の中で活用する力を育むよう工夫されていること。硬筆教材を国語の教科書から取り上げて国語科との関連を図ると共に、毛筆の学習の前後に「ためし書き」など硬筆との関連を図る学習を取り上げ、系統的、発展的に学習することができるように工夫されていることなどであります。

社会につきましては、4社の中から「教育出版社」が採択されました。

理由として、広い視野から地域社会や我が国の国土に対する理解を深めることや、各種資料を活用した学習を通して、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質を育てることができるように工夫されていること。また、社会科を初めて学習する第3学年では、生活科との接続や学習の進め方が分かるように工夫され、第5学年では、北方領土問題を本文中に記載したり、北方領土、竹島、尖閣諸島を地図で示したりするなど、児童の関心や意欲を高めるように工夫されていること。さらには、社会科の学び方の基礎・基本を示したガイドや課題解決のキーワードなど、基礎的・基本的な知識や技能を活用し、児童が主体的に学習できるように配慮されていること。自然災害・防災教育については、各学年の発達段階に応じた内容と一貫した学習活動が行えるよう工夫されていることなどであります。

地図につきましては、2社の中から「帝国書院」が採択されました。

理由として、地図や統計資料などから必要な情報を集めて読み取ったり、地域社会や我が国における人々の生活の様子や特色などについて考えたりすることができるよう工夫されていること。また、北海道地方では、北方四島全てを見開き2ページで見ることができるように工夫されていること。地震災害と防災については、災害時の身の守り方について実践的に考えるなど、防災の意識を持たせるように工夫されていること。さらには、石狩管内の各市町村名並びに石狩市厚田区・浜益区について表記されているなど、各地域の取り上げ方が丁寧であり、地図としての資料性、客観性が保たれるよう配慮されていることなどであります。

算数については、6社の中から「教育出版社」が採択されました。

その理由として、発達段階や実態に応じた算数的活動を一層充実させ、基礎的・

基本的な知識や技能を確実に身につけ、数学的な考えを養い、学ぶ意欲を高めるように工夫されていること。また、2種類のレベルの問題を設定したり、前学年までのまとめを示したりするなど、児童が主体的に学習に取り組めるように工夫されていること。教科書の下段に「よくあるまちがい」というコーナーを設け、つまづき易いポイントを児童が意識できるように配慮されていること。反復学習ができ、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る工夫がされていたり、補充問題が巻末にまとめて掲載され、児童が休日や長期休業期間中に家庭で主体的に学習できるように配慮されていることなどであります。

理科につきましては、5社の中から「教育出版社」が採択されました。

その理由として、発達段階に応じて児童が知的好奇心や探究心をもち、目的意識をもった観察・実験を行うことにより、科学的な見方や考え方を養うことができるように工夫されていること。また、全学年の巻頭に「学習の順序」を位置付け、児童が学習の見通しをもって主体的に問題解決活動を進めることができる工夫や、川の災害をはじめ、北海道や石狩管内の身近な自然現象などが写真や資料で紹介され、学んだことを実生活に生かすことができる内容・構成になっていること。さらには、全学年で各単元の中に「ノートを使い方」を掲載し、児童の筋道立てた思考を促すと共に、単元の冒頭には「学習のつながり」、巻末には「この1年間で学んだこと」が掲載され、既習事項を次の学習に生かせるように配慮されていることなどであります。

生活については、7社の中から「東京書籍」が採択されました。

その理由として、身近な地域を中心に多様な人々や社会、自然と関わる具体的な活動や体験を通して、自立への基礎を養うよう工夫されていること。また、児童の気づきの質を高めるため、季節ごとに対象と関われるように単元を構成したり、思考を促すヒントを盛り込んだりする工夫がされていたり、実物と大きさや色、形を比べることができる写真やイラストを用いて児童の知的好奇心を高め、学習意欲を引き出すように工夫されていること。さらには、入学して間もない児童が安心して楽しく学校生活をスタートできるよう、分かりやすい写真でスタートカリキュラムを構成したりするなど、幼児教育と小学教育をつなぐ配慮がされ、また、社会科や理科、総合的な学習の時間につながる学習活動を設定し、第3学年への接続に配慮していることなどであります。

音楽につきましては、2社の中から「教育出版社」が採択されました。

その理由として、音楽の良さや楽しさを感じさせるとともに、思いや意図をもって表現したり、味わって聴いたりする力を育成することや、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むことができるよう工夫されていること。また、我が国の音楽、郷土の音楽、諸外国に伝わる民謡などが多く扱われ、曲数のバランスも発達の段階に応じた配慮がされていること。国歌については、発達の段階に応じて

歌えることを目指し、全学年で「歌詞の大意」や歌い方、背景がまとめられているなど、児童が自然に無理なく歌うことができるよう工夫されていること。表現教材と鑑賞教材を適切に位置付け、教科の特性に応じ、指導しやすいように構成・配列が工夫されていることなどであります。

図画工作につきましては、2社の中から「日本文教出版」が採択されました。

その理由としては、創造することの楽しさを感じるなど、造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、美術文化に関心をもって生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むことができるように工夫されていること。また、それぞれの題材において用具や材料の使い方が示され、写真やイラストを見ただけで児童が進んで作業や思考を深めて行くことができるような工夫や、作りたいものがイメージし易く見通しをもって学習に取り組めるように工夫されていること。さらには、家庭にある身近な材料を使った題材を取り上げるなど、児童の学習意欲を高める工夫や鑑賞題材を多く取り扱うなど、観賞力を高める工夫がされていることなどあります。

家庭につきましては、2社の中から「東京書籍」が採択されました。

その理由としては、生活を工夫する楽しさや物を作る喜び、家族の一員としての自覚などを実感する、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を通して、生活を支える基礎的・基本的な能力と実践的な態度を育成することができるように工夫されていること。また、「北海道みそ」や「石狩なべ」「寒冷地」「私達の住む地域の気候」など、生活に活かす具体例を示すことで、家庭との連携を図ることができるように工夫されていることなどあります。

最後に、保健につきましては、5社の中から「東京書籍」が採択されました。

その理由としては、生涯を通じて自らの健康を適切に管理・改善していく資質や能力を育成すること、さらには、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てることができるよう工夫されていること。また、喫煙や飲酒、薬物に関する知識や勧められた時の断り方など、実生活に活かすことができるよう工夫されていることや「早寝・早起き・朝ごはん」を中心に自分の生活を1週間調べる活動を通して、児童自らが自分の生活の課題や解決の仕方を考える活動を位置付けるなど、児童が健康に良い生活を実践できるよう工夫されていることなどあります。

私からは以上です。

(徳田委員長) 只今、鎌田教育長から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

質疑応答

(門馬委員) 2週間ほど前に教科書採択に関する報道番組を観ましたが、その中

でリポーターが、今の教科書採択の在り方について批判的な意見を述べていました。それは、「現場の声が活かされていない」「教科書は教師が使うものなので、教師が教えやすい教科書を選ぶのが本筋ではないのか」という批判だったと思います。

只今、教育長のご説明の中に「調査・研究委員会」というグループがあって、採択に関する研究をしているということでしたが、当然、その中には現場の教師も入っていると思います。具体的に、この委員会はどういうメンバーで構成されているのでしょうか。

（鎌田教育長）調査・研究委員会のメンバーとしては、学校長、教頭、一般教諭も含めた学校関係者をはじめ、学識経験者として元校長なども居ります。また、保護者も数名入っております。

（門馬委員）そうなりますと、現場の教師の声も反映されていると考えて良いですね。

（鎌田教育長）採択委員会では、科目ごとに小委員会を設けて、それぞれの委員長から報告を受けています。その調査研究の内容につきましては、現場の教師の声も反映されているものと受け止めて審議を行いました。

（松尾委員）門馬委員からのご質問の中で報道番組のお話がありましたが、先日の沖縄県竹富町の話を上げるまでもなく、教科書採択のプロセス、そして結果というものに対して、近年、これまでよりも注目が集まっているように感じます。そのうえでお尋ねしたいのは、教育長からご説明いただいたそれぞれの採択理由が公開されるのか、また、公開されるとしたらどういう形でされるのかということ。それから、現在採択されているものと、今回新たに採択されたものに出版社の変更があるのかということ。また、市民図書館でも、これらの教科書の展示が行われていましたが、そこで出された意見が採択にあたりどのように反映されているのか。以上3点について伺います。

（鎌田教育長）はじめに、採択理由の公開についてであります。先ほどご説明いたしましたように、8月5日に協議会としてそれぞれの教科について採択をいたしました。それを受けて、構成する市町村教育委員会には、今月中にこれらの教科書を採択するか否かを審議していただき、その結果を受けて、9月1日に公開する予定となっております。内容については、先ほどご説明した採択理由はもちろん、調査研究委員会のメンバーも含めて公開することとなっております。

それから、市民図書館での教科書展示に伴う市民からの意見の反映につきましては、協議会の中で、それぞれの市町村における意見を集約したものを持ち寄って、今回の採択協議に反映するように努めたところでございます。

また、現在採択されている教科書と、今回新たに採択されたものについては、全ての教科において出版社の変更はありません。

(山本委員) 出版社については変更が無かったということですが、子どもが毎年持ってくる教科書を見ていると、私たちの頃と比べて写真も多く、色合いもカラーが多くなっていて、とても興味・関心が持てる作りになっていると思います。また、内容に関しても地域のことを取り上げるページが多くなっていて、石狩の資料集や地図を見ていると、私自身もこの教科書で勉強したかったと思えるような教科書が多いと感じています。以上です。

(徳田委員長) 私からも２点ほどお尋ねします。まず、協議会のメンバーは前回から大幅に変更になっているのでしょうか。

次に、９月１日に公開される採択結果についてですが、協議会の意見は文書で公開されるのでしょうか。と申しますのは、その意見に従って、出版社は次回の教科書作成の際に工夫を凝らすのだらうと思いますが、公的な採択理由というものがどういう形で公開されるのかという点をお聞きします。

(鎌田教育長) はじめに協議会のメンバーですが、私も今回が初めての参加でしたので、詳細に承知しておりませんが、管内の教育長の任期から考えますと、メンバーについては半分以上が入れ替わっているものと思います。

次に、協議会の採択を含めた意見書の公開につきましては、文書の形式で行うと聞いておりますので、広くインターネットを含めて公開されるものを考えております。

(徳田委員長) 他に質問等はございませんでしょうか

なし

(徳田委員長) 質問等がないようですので、議案第１号は原案通り可決ということとよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第１号については、原案どおり可決しました。

議案第２号 平成 27 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について

(徳田委員長) 議案第２号「平成 27 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について」提案願います。

(鎌田委員長) 議案第２号「平成 27 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について」ご説明いたします。

議案第1号と同様に、過日行われました第1地区教科用図書採択教育委員会協議会において、北海道教育委員会から示されました「平成27年度使用小・中学校部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」について、①障がいの特性に即した図書であること、②興味ある、魅力ある図書であること、③印刷や製本が工夫されていることなどをポイントに調査研究を行い、協議の結果、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切なものであることが確認されましたので、規定に基づき議決を求めるものです。

図書の一覧につきましては、会議資料の1ページに記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。以上です。

（徳田委員長）只今、提案説明のありました議案第2号につきまして、ご質問等ありませんか。

質疑応答

（門馬委員）これらの本は、教科用図書として編集されたものなののでしょうか。それとも一般図書になるのでしょうか。

（鎌田教育長）教科用図書ではなく一般図書です。特別支援学級の子どもたちが使用する物で、楽しく学習できるようにということで、絵本のような図書がほとんどです。

（松尾委員）これらの採択された一般図書をリストに入れておくことで、適宜、学校が子供たちの状態に合わせて使用を決定するという理解でよろしいでしょうか。

（鎌田教育長）そのとおりです。

（門馬委員）今回、新たにこれらの図書が採択されたということですが、これ以外にも、過去に採択された図書が特別支援学級用としてリストアップされているということでしょうか。

（鎌田教育長）特別支援学級で使用されるこれらの一般図書につきましては、絶版になったり廃版となったりするものがありますので、随時追加するという方法をとっております。先ほど松尾委員がおっしゃったように、それらの一般図書の中から、学校が最終的に決定することとなっております。

（徳田委員長）私からもお尋ねします。一般図書ということですが、例えば、学校が学研教育出版の「はじめてののりもの絵本」というものを採択しようと決めた場合に、特別支援学級のお子さんたちには、全てこれが配布されるのでしょうか、それとも参考図書として教室などに配置するのでしょうか。

（安崎課長）特別支援学級のお子さんについては、担任がそれぞれのお子さんの状況に応じて一般図書を選択したり、普通学級用の教科書を選択したりしています。一般、教科用を問わず、図書については1人1科目につき1冊です。特別支

援学級の全員が同じ図書を使用するというケースはあまりないと思いますので、それぞれ異なる図書を用いているものと思います。

（徳田委員長）それでは、このリストの中のどれか1点をお子さんに応じて選択するということですか。

（安崎課長）採択参考資料の中にも、教科ごとにリストがありまして、その中から学校がその子に合っているものを選んでいっていると思います。

（森課長）私から補足説明いたします。例えば、国語であれば、このリストがA、B、Cというように段階に分かれておりまして、その中から、お子さんに合わせた教科書を選ぶことができます。例えば、国語の教科書ですと「文字が大きく書いてあります」とか「この程度の発達段階のお子さんに適切な本です」という説明も書いてありますので、その中からその子に合わせて国語を1冊、あるいは、算数のリストの中から1冊というように選びます。

同じ支援学級の中でも、教科書を使うことが適切なお子さん、一般図書の方がわかり易いお子さん、下学年の教科書を使って学習することが適切なお子さんなど、1つの学級に色々なお子さんがいらっしゃいますので、子どもの実態に合わせて学校が選択できるシステムになっています。

（徳田委員長）そうしますと、1つの教科について、教科書と一般図書から児童ごとにそれぞれ1冊ずつ選ぶということではなく、どちらかを選択して使用するということでしょうか。

（森課長）そのとおりです。一般図書を教科書として使用することができますので、お子さんに合わせてどちらかを選択して使用することになります。

（徳田委員長）その場合、特別支援学級で使用する教科書は、今回採択されたものから選択されるのでしょうか。それとも、特別支援学級用の教科書が別に用意されているのでしょうか。

（森課長）先ほど説明のあった通常の教科書を使用することも可能ですし、それを当該学年で使用することも、下学年の教科書を使用することも可能です。また、文部科学省が作成した特別支援学級用の教科書や、今ご説明した一般図書を選択することも可能です。

（徳田委員長）選択の幅が広いということですね。

（森課長）お子さんに合わせて選択できるような仕組みになっています。

（蛭谷課長）今の説明は、議案の説明欄に号立てで記載している内容になります。既に採択されている教科用図書を使用することが適当でない場合は、次の教科用図書を採択し、学校が決定するとしています。例えば、1号は下学年用の教科書について記載していますし、2号では文部科学省の教科書について記載しています。

今回資料でお示ししましたのは、この3号に書かれている一般図書の採択とな

ります。これは追加の採択になりますので、これ以外にも、以前採択されて使える本がたくさんあります。

(徳田委員長)ありがとうございました。他に質問等はございませんでしょうか。

なし

(徳田委員長) 質問等がないようですので、議案第2号は原案通り可決ということとよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第2号については、原案どおり可決しました。

議案第3号 石狩市民図書館協議会への諮問について

(徳田委員長) 議案第3号「石狩市民図書館協議会への諮問について」提案願います。

(鎌田教育長) 議案第3号「石狩市民図書館協議会への諮問について」ご説明します。お手元に配布しております資料別冊1『石狩市民図書館ビジョン2010』及び別冊2『石狩市子どもの読書活動推進計画』のそれぞれの計画の内容について図書館協議会に諮問いたしたく、議決を求めるものであります。詳細につきましては、担当からご説明します。

(板谷副館長) はじめに、諮問(1)「石狩市民図書館ビジョン2010」の改定についてご説明します。お配りしました議案第3号の資料、別冊1「これからの図書館がめざすものー石狩市民図書館ビジョン2010ー」をご覧ください。

この図書館ビジョン2010は、今後の図書館運営の方向性を明確にして、石狩市民図書館がさらに市民のために役立つ存在となることを目的に策定されており、平成22年からの10年間を想定したものとなっています。

このビジョンに基づいて具体的に実行する施策につきましては「石狩市教育プラン」に盛り込まれておりますが、本ビジョンの体系に合わせて、第4章に同様に掲載しております。なお、教育プランについては、現在、教育委員会で更新作業を行っており、この更新に合わせる形で、ビジョンについてもマイナーチェンジすると考えていただければと思います。

ビジョンの考え方については、資料の5ページをご覧いただきたいのですが、太字で書いている箇所が変更になる部分で、計画策定時には想定できなかったものを掲載しています。例えば中ほどにあります「レファレンス用データベースの

導入や友好図書館」などについては、当時考え方としてなかったものを今回新たに追加しています。

また、6 ページの「宅配サービスの実施や本の返却ポスト等のサービスポイント設置」については、既に学校などで実施しておりますので、こうしたものも盛り込みました。また、同じページの下段にあります「市民との協働」ですが、市民図書館では、今ここに非常に力を入れており、後段にありますように『ボランティアや図書館を拠点に活動する団体等の声を聴き、共に考え、行動することで図書館機能を高めるほか、市民活動の拠点として、団体等の情報発信を支援します』とありますように、これまでは「(1)開かれた運営を行う」の欄に記載していましたが、ここに重点を置きたいということで、新たに項目を立てました。

具体的な施策ですが、後段の表現は教育プランとの整合を取りながら掲載することになりますが、10 ページにありますように、成果と課題を示しまして、今後の具体的な内容について協議していただきたいと考えています。

次に、(2)「第Ⅲ期石狩市子どもの読書活動推進計画」の策定についてですが、お配りした資料の別冊2をご覧ください。こちらの、『子どもの読書活動推進計画』は、石狩市に住むすべての子どもたちが、いつでも、どこでも自主的に読書できる環境づくりを目指して策定したものであり、平成17年度から21年度を第Ⅰ期計画、平成22年度から26年度を第Ⅱ期計画として策定し、今年度が最終年度となりますことから、内容を検証し、平成27年度からの第Ⅲ期計画を策定しようとするものです。計画の内容ですが、二重線で見え消ししているところが修正箇所になります。特に、「2 計画策定の背景」では、第Ⅱ期計画では、当時話題になっていたハリーポッターについて盛り込んでいますが、今回は、先の震災後に宮城県の図書館を訪問した際、子どもたちが本を渴望している状況を目の当たりにしましたので、そういったことを計画策定の背景に盛り込みました。

また、こちらの計画も、5 ページから成果と課題ということで、家庭での読書を働きかける取り組みとしての色々なイベントや、来館しやすい事業を計画的に策定したということ、また、家読（うちどく）というこれまでになかった事業、私たちは『第2のブックスタート』として考えておりますが、これについては、親子のコミュニケーションを深めるのに有効であったのではないかというアンケート結果もいただいておりますので、これからも力を入れていきたいと考えています。さらに、「調べる学習コンクール」が子どもの自主的な読書の力を伸ばすと捉え、こういったことも今回新たに盛り込みました。また、学校図書館が市民図書館の管轄となりましたので、現在、司書の配置を進めておりますが、市民図書館まで来られない子供のためにも、学校の図書館を充実させて、子どもの読書環境を高めていきたいと考えています。

これら2つの計画案を図書館協議会に諮問いたしますが、協議会では2つの分

科会に分かれて審議していただきます。『第Ⅲ期石狩市子どもの読書活動推進計画』については教職員やPTAで構成する分科会に、『石狩市民図書館ビジョン2010』については大学の教授やボランティアの方々と構成する分科会で審議をお願いしようと考えています。

最終的に答申としてご意見をいただきますが、教育プランとの整合性を図るということで、表現などはプランの策定に合わせて、さらに精査していきたいと考えています。私からは以上です。

(徳田委員長) 只今、提案説明のありました議案第3号につきまして、ご質問等ありませんか。

質疑応答

(松尾委員) 図書館ビジョンにつきましては、現在重点を置いている活動である「調べる学習コンクール」や「市民協働」が色濃く打ち出されており、非常に評価できると思います。それを踏まえてひとつ申し上げますが、タイトルに示されている「2010」については誤解を招く恐れがありますので、新たな年次とする、あるいは「改訂版」表記するなど、表現をご検討いただければと思います。

また、1点ご質問させていただきますが、諮問から答申までの審議スケジュールについてどのように予定されているのか、回数なども含めてお示しください。

(板谷副館長) はじめに、ご指摘のありましたタイトルにつきましては、それも含めて審議いただくように取り進めたいと思います。

次に、スケジュールについてですが、明後日の28日に図書館協議会を開催することとしております。この日に結論が出ない場合は、再度審議を行いますが、結論に至った場合は、委員長と文言の整理をして答申をいただくこととしております。

(徳田委員長) 他に質問等はございませんでしょうか。

なし

(徳田委員長) 質問等がないようですので、議案第3号は原案通り可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第3号については、原案どおり可決しました。

(徳田委員長) 以上で、日程第2 議案審議を終了いたします。

日程第3 教育長報告

(徳田委員長) 日程第3 教育長報告を議題とします。教育長から報告をお願いします。

(鎌田教育長) 先月の定例教育委員会会議以降の参加行事等について、主なものを報告いたします。

- 7月25日 ALT帰国挨拶
 - ・ラルエケ イケジアニ、リア ノードランドの2名帰国第24回いしかりふるさと探検隊歓迎セレモニー
 - ・名取市の児童20名来石
- 7月26日 北の海厚田アクアレール第2回水彩画展表彰式
 - ・全国からの応募106作品中、66作品を表彰
- 7月30日 輪島市スポーツ交流団歓迎レセプション
 - ・輪島中、門前中の女子ソフトボール部員(14名)
 - 吉岡教育長及び引率者(6名)計20名来石
- 7月31日 輪島市スポーツ交流
 - ・花川中学校、樽川/花川南中合同チームが出場
- 8月5日 第4回第1地区教科用図書採択教育委員会協議会
- 8月8日 新任ALT着任挨拶
 - ・レイチェル デーヴィドソン、アリソン クワーンの2名着任
- 8月19日 管内教育長会議
 - ・平成26年度全国学力学習状況調査の結果公表に関する道教委の素案に係る説明
 - ・小中学校教員及び管理職人事の他管交流の推進に係る説明
- 8月22日 石狩湾新港開港20周年記念関連事業
 - ・帆船「海王丸」寄港
 - 花川北中学校吹奏楽部が歓迎式で演奏
- 8月23日 石狩湾新港開港20周年記念関連事業
 - ・いしかり産業見本市
 - ・パレード
 - ・働く車展

- ・石狩まるごとフェスタ 2014
 - ・花火大会
- ※全会場で 10 万 2000 人が来場

以上です。

（徳田委員長）只今、教育長から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

なし

（徳田委員長）質問等がないようですので、教育長報告を了解ということによりましょうか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、教育長報告を了解しました。

（徳田委員長）以上で、日程第 3 教育長報告を終了いたします。

日程第 4 協議事項

（徳田委員長）日程第 4 協議事項を議題とします。

① 教育委員会の点検・評価（平成 25 年度分）について（継続協議）

（徳田委員長）協議事項①教育委員会の点検・評価（平成 25 年度分）について（継続協議）について、事務局から説明をお願いします。

（蛭谷課長）私から教育委員会の点検・評価（平成 25 年度分）についてご説明いたします。

この件については、先月 7 月の会議において全体案を配付させていただき、協議いただいたところです。その後、委員の皆様から、文言も含め、内容につきましてご意見を頂戴したところであり、事務局において、修正や内容の検討・調整を進めているところでございます。この報告書につきましては、引き続き協議をさせていただき、評価・方向性など根本に関わる内容について、ご意見等賜りたいと存じます。なお、文言等の細かい表現に関しましては、引き続き事務局にメール等でお知らせいただきたいと思います。と存じます。

今後の予定といたしましては、次回9月の定例会議において、外部評価委員の意見に付す報告書について委員の皆様にご協議いただき、了承をいただきましたら、9月下旬から10月上旬にかけて外部評価委員会を開催し、その後、教育員会議で報告書について決定をいただきたいと考えております。その後、年末に市議会への報告及び市ホームページへの公開を予定しているところです。

以上 教育委員会の点検・評価（平成25年度分）について説明申し上げました。
（徳田委員長）只今、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等ありませんでしょうか。

質疑応答

（門馬委員）前回の会議で素案を提出していただいて、各委員が意見を申し上げた結果、昨年度と比べると大変見やすく、解りやすい報告書ができているという感想を持ちました、ありがとうございます。

次回の会議までに再度読み直して、細々した点について気付いたところがあればご報告したいと思います。

（徳田委員長）他に質問等はございませんでしょうか

なし

（徳田委員長）質問等がないようですので、協議事項①を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、協議事項①を了解しました。

（徳田委員長）以上で日程第4、協議事項を終了いたします。

日程第5 報告事項

（徳田委員長）日程第5 報告事項を議題とします。

① 奨学金制度の見直しについて

（徳田委員長）報告事項①奨学金制度の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(安崎課長) 私から奨学金制度の見直しについてご説明いたします。資料は2ページから6ページにかけてとなります。

本市の奨学金制度は、昭和49年に制定され、約40年経過しておりますが、これまで抜本的な見直しをしておりませんでした。社会経済情勢の変化や奨学審議委員会の意見、本市の奨学金の申請状況、高校生等に対する国の就学支援制度等を踏まえて、この度見直しを行うことといたしました。9月にパブリックコメントを実施し、市民の皆さまの意見を頂戴した上で、来年度から実施したいと考えております。

まず、改正にあたっての考え方として、平成9年以降、給与所得者の平均所得は下がっているにも関わらず、教育に対する支出は増え、高校さらに大学へ進学するにあたっては、大きな負担が家庭にのしかかっていることは、皆さまご承知のとおりであります。

政府は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう「子どもの貧困対策」を進める教育支援の対応として、授業料に充てる「高等学校等就学支援金制度」、今年度からは、市町村民税所得割非課税の世帯に「高校生等奨学給付金」制度を措置し、教育費の負担軽減を図っております。残念ながら、教育費に対する公費負担の少ない我が国は、給付型の奨学金が充実しておらず、大学進学時の奨学金は貸与型が主となっているのが現状です。

7月に示された「子供の貧困対策大綱案」には『大学や専門学校で将来的に給付型奨学金の創設を目指す』『まずは、無利子奨学金を受けられる人を増やす』と明記しております。高校段階における負担軽減制度が充実してきていることは確かですが、市内高校においても納付金を納められない家庭が多いと聞き及んでおり、まだまだ十分ではないと考えています。

本市においては、小中学校の就学援助の認定率が30%に迫る状況にあり、これは道内において非常に高い水準で、経済的に厳しい家庭が多いと認識しております。現在、市内では99%を超える方が高校に進まれており、高校「全入化」といわれる状況にある中、本市の高校奨学金への申請も右肩上がりとなっております。高校の在学期間は、自分の将来を見据えて進路を選択する大事な時期であり、この期間に学習費に困窮することなく、しっかりと学習に取り組めるよう支援すべきと考えました。

奨学金支給の原資は奨学基金ですが、限られた原資による事業を行うにあたり、どこに焦点を当てて支援するかと考えた時に、大学進学に伴う経済的負担が大きいことは十分承知しておりますが、しっかりと高等学校等の3年間のステージをサポートすることが必要であると考え、見直しを行いました。

次に改正による変更点ですが、奨学金の額について、2ページ下の表で現行の奨学金額と改正案を対比させております。

大学学生については、月額奨学金、入学支度資金を廃止し、現行制度による2年間の経過措置を設けます。高等専門学校学生の第4学年及び第5学年については、月額奨学金を廃止いたします。これも2年の経過措置を設けます。高等専門学校学生の第1学年から第3学年については、月額奨学金を5,000円から6,000円に、入学支度資金を5,000円から40,000円に引き上げます。高等学校生徒は月額奨学金を5,000円から6,000円に引き上げ、入学支度資金は、据え置きといたします。

何を参考に引き上げの根拠としたかについては、資料の5ページをご覧ください。字が小さくて恐縮ですが、右側に今年1月、文部科学省が公表した子供の学習費調査を抜粋したものを載せております。これは、公立の全日制の高校のものです。月額奨学金については、点線で囲った部分の経費、生徒会費・PTA会費・教科書費・教科書以外の図書費・学用品・実験実習材料費・通学用品費を学習費として年間の額を算出したところ、公立高校の学習費として、68,390円となります。加えて、道内都市に対して私どもが行ったアンケートで、給付型奨学金の平均額が6,309円であったこと。これらの結果を参考に、72,000円に引き上げております。

高等専門学校については、道内の高等専門学校のホームページから算出したものでありますが、現在の額との差をできるだけ縮小させるために引き上げました。

資料の6ページに移りますが、入学支度資金については、公立高校の入学料が5,650円で、差異が僅かであるため変更しておりません。

また、道内にある国立の高等専門学校の入学料は84,600円となっており、その額の概ね2分の1の40,000円に引き上げました。

次に3ページに戻りまして、高校生等奨学給付金が支給される場合の取扱いといたしまして、今年度から都道府県で実施される制度で、市町村民税所得割非課税の世帯の高校生に対し給付金が支給されるものです。これについては、対象が今年度新入学の1年生からとなっておりまして、来年度は1年生と2年生が対象となる予定です。支給される給付金は、4ページ上の線で囲んだ部分に記載しております。この給付金の対象経費とされる部分が、先程申しました学習費、教科書費や図書費、学用品費等とほとんど重なっていることから、本市奨学金の奨学生となった場合は、①第1子の高校生が居る世帯については、4ページ中ほどの※1に例を載せていますが、本市奨学金と給付金の差額を支給することといたします。②23歳未満の扶養されている兄、姉がいる第2子以降の高校生で【全日制・定時制】である場合には、公立で129,700円、私立で138,000円支給されることから、本市奨学金を大きく上回る奨学金が支給されるため、支給対象から除く、ご遠慮いただくこととします。ただし、②の【通信制】は※3の例でお示ししていますが、差額を支給いたします。③生活保護世帯については、授業で使用する

教材の購入費用や交通費などが高等学校等就学費として措置されていることから、支給対象から除くこととしています。

次に、３．奨学生選定の時期ですが、これまでの選定期間は５月末日となっておりますが、今ご説明いたしました市町村民税所得割非課税の世帯が対象となる「高校生等奨学給付金」との関連が出てくることから、課税が確定する６月中旬頃を申請受付の期限とする必要があるため、資料の作成・精査の期間や奨学審議委員会の諮問・答申を経て、教育委員会会議で決定いただくとなると、７月末日とさせていただく必要があります。

次に４．選考基準ですが、これまで、本市の現行の奨学生選考基準では、「最近３年間の学業成績によって、優秀な知能又は技能を有すると認められる者」とあり、抽象的で分かりにくいいため、具体的な基準を定めるものです。本市奨学金の選考は、学業成績や家庭の経済状況、人物評価等を勘案し、予算の範囲内において決定しております。奨学金は、教育基本法第４条において『国及び地方公共団体は能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない』とされており、本市の条例においても『能力があるにもかかわらず』という要件がございますので、一定程度の基準を示しつつも、入口の申請段階を極端に狭めないような基準として、３．０ということと考えております。

次に、５．条例の施行期日については、平成２７年４月１日としております。

次に、６．奨学基金への寄付募集についてですが、自治体が行う奨学金制度は、「貸与型」が主流である中、本市の奨学金制度は、返済の必要がない「給付型」でこれまで実施しており、今後も引き続き奨学生に負担のない「給付型」での継続を考えております。しかしながら、昨今の超低金利により、基金の運用益が見込めないことも事実であり、広く市民の皆様のお力添えをいただきながら継続していきたいと考え、奨学基金に対する寄付の募集をすることといたしました。

以上について、市民の皆さまにお示しをして、意見を頂戴したいと考えております。

（徳田委員長）只今、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等ありませんでしょうか。

質疑応答

（松尾委員）今のご説明は、端的に言うと、大学生への支給を廃止して、高校生に特化するということだと思いますが、予算の総額に変更はないと理解してよろしいでしょうか。

（安崎課長）予算額については、これまでの基準を維持していきたいと考えております。

(松尾委員) 年度ごとに予算計上するので、現段階で決定することではないと思いますが、方向性については理解しました。

次に、資料の「2. 高校生等奨学給付金が支給される場合の取扱い」についてですが、これは要するに、道から給付金を受けている場合は、その金額を差し引いた差額分を市の制度で支給するということだと思いますが、これまではどのような扱いになっていたのでしょうか。

また、道から給付金を受理している世帯の確認は、どのような方法で行っているのでしょうか。以上、2点お伺いします。

(安崎課長) はじめに、高校生等奨学給付金制度についてですが、これは今年度から始まった制度で、今年は新1年制が対象となっております。来年は、新1年生と2年生が対象となります。今年度の市の奨学金は既に決定済みですので、市から給付を受けた方は、道からも給付を受けていると思います。

次に確認の方法ですが、この制度は、市町村民税の所得割が非課税の世帯は、申請さえすれば給付を受けることができます。このため、課税が確定していないと確認できません。おそらく、審査をする時にご家庭に対して、何らかの確認する行為が必要になると考えています。

(松尾委員) 道の制度では、対象となる方は、申請さえすれば給付を受けることができるのですか。

(安崎課長) そのとおりです。

(松尾委員) わかりました。もう1点お聞きしますが、今回、そういう事情もあって、選定の時期を変更するということは十分理解できるところではあるのですが、給付が2カ月遅くなることで、奨学金を受けるご家庭に影響がないのかという点が気になりました。この点について、何かお考えがあればお聞かせください。

(安崎課長) 本来であれば、4月早々にお渡しできれば良いのですが、現在も支給については7月に入ってからとなっております。今回の案では、選定の時期を7月末日とさせて頂いていますが、支給事務を簡略化するなどして、8月早々には支給したいと考えております。

(松尾委員) わかりました。

(山本委員) 日本は割と裕福だと言われていますが、最近の報道などでも、親が貧困だと子どもにも貧困が受け継がれてしまうということが問題になっています。それが原因で、学習意欲があるのに高校に行けないということは、生徒にとって可哀想なことですし、また、限られた予算ですので、大学生への給付を廃止するというのは仕方がないことだと思います。是非、高校に通うための給付金は手厚くしていただきたいと思います。

また、資料の6. 奨学基金への寄付募集についてですが、どのような方法で広く市民に周知するのかお聞かせください。

(安崎課長) 今後、基金に対する寄付として募集をかける予定ですが、管内の市町村でも、募集によって一定程度の寄付をいただいている所もあります。札幌市では数億円の寄付を受けていますし、北広島市も年度のばらつきはありますが、ふるさと納税という形で大きな寄付を受けています。

私共も、そうしたお力添えをいただきたいということで、ホームページに記事を載せる、あるいは施設にパンフレットを置く、ティッシュを配るなど色々な方面に働きかけをしようと考えています。

(松尾委員) 只今の寄付募集の件ですが、まずは、市民の皆さまに制度を認知していただくことが大事だと思いますし、寄付したいと思っていただけるような手法を考えなければいけないと思いますので、是非そのあたりの知恵を出し合って、より基金に浄財が集まるようにしていきたいと思いますし、私も知恵を出したいと思います。

(門馬委員) 私も、今回の制度改正については「選択と集中」という意味では時代に合った方法なのかなと思います。

1点気になりますのは、給付の時期です。手続き上、市の奨学金は8月に給付予定であり、道の給付金も同じ時期になると思いますので、新学期開始から4カ月後になります。進学をしたいという想いと、給付されるかどうか判然としない不安な時期がある訳ですが、できるだけそうした時期を短くしていただきたいということと、経済的な理由から進学を諦めることの無いように、市の制度のみならず、道の制度についても積極的に中学校に周知していただきたいと思います。

(徳田委員長) 私からもお聞きします。大学生の奨学金と入学支度金を廃止するということについては、致し方ないと思いますが、先ほど2カ年の経過措置を設けるという説明がありましたが、今年給付を受けた1年生については、3年生まで給付を継続するというのでしょうか。

(安崎課長) 私どもの給付金は1年ごとの申請ですので、今年受けた方が必ず来年以降も受けられるということではありません。ただし、制度改正にあたってはソフトランディングが必要だろうと考え、来年度以降2年間は現行の制度で申請を受けることとしております。

(徳田委員長) そうすると、今年奨学金を受けた1年生は、最大で3年生まで給付を受けられる可能性があるということですね。

もう1点お聞きしますが、大学進学を考えている生徒の中には、市の奨学金を想定している方もおられると思いますので、早めの周知が必要だと思います。現在の予定ですと、9月にパブリックコメントを行って、最終決定はいつ頃を予定されているのでしょうか。

(安崎課長) 9月にパブリックコメントを行いまして、そのご意見で修正すべき部分があれば修正をして、12月議会に条例改正案を提案しようと考えております。

(徳田委員長) そうすると、12月の議会で可決されれば、12月中に周知するという事で考えてよろしいでしょうか。

(安崎課長) そのように考えております。

(徳田委員長) 他にご質問等ありませんでしょうか。

(徳田委員長) 質問等がないようですので、報告事項①を了解ということによりよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

暫時休憩いたします。

【休憩 15:00】

【再開 15:10】

② 石狩市教育プラン後期基本計画の策定作業の進捗状況について

(徳田委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項②石狩市教育プラン後期基本計画の策定作業の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

(蛭谷課長) 私から、報告事項②石狩市教育プラン後期基本計画の策定作業の進捗状況についてご説明いたします。

このことについては、平成26年3月の教育委員会の定例会において、進捗状況について報告させていただいたところです。現在、計画策定作業として、学校教育、社会教育部会ごとに、各課との協議及び内容の検討を行っているところであり、計画案のたたき台作成へ向けて、鋭意作業を取り進めていることでございます。また、庁内の関連する計画との調整をはじめ、関連部局との必要な協議も行っており、進捗状況についてご説明いたします。

こうした協議、検討を行いまして、事務局といたしましては、9月の教育委員会会議において、たたき台となる原案を提示したいと考えており、具体の協議については、9月以降の会議でと考えているところですが、来月の協議に向けまして、委員の皆様には、勉強会において計画の策定状況について情報提供させていただき、進捗状況についてご説明いたします。

今後の予定として、只今申し上げましたとおり、9月の会議において、たたき台となる原案を提示し、協議をお願いしたいと存じます。その後、10月の教育委員会会議の協議を経て、年末にパブリックコメントを実施して参りたいと考えてお

ります。

以上です。

(徳田委員長) 只今、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等ありませんでしょうか。

(徳田委員長) 質問等がないようですので、報告事項②を了解ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、報告事項②を了解しました。

③ 今後の市内小中学校の整備について

(徳田委員長) 報告事項③今後の市内小中学校の整備について、事務局から説明をお願いします。

(蛭谷課長) 私から、今後の市内小中学校の整備について説明申し上げます。お手元に配付の資料7ページをご覧ください。

少子高齢化の進展により、本市の児童生徒数につきましては、全体的に減少傾向にあり、地域によっては、その傾向がより顕著なところもあります。こうした地域では、今後、子どもたちにより良い教育環境を確保するための方策を講ずる必要があります。こういった状況から、今後、厚田区、本町・八幡地区の学校整備について検討を行うこととしております。

資料の「1 検討の経緯」ですが、厚田区については、平成24年度に地域協議会委員、関係校や保育園の保護者、市教委、そして関係校の教頭先生も会議に同席する形で「厚田区学校検討会」を6回開催いたしました。この検討会においては、具体的な結論には至りませんでしたが、少子化による今後の児童生徒減少を踏まえ、将来的には、区内に小学校1校、中学校1校の整備を視野に、その具体的な内容については、改めて協議の場を設けることを確認しました。

次に、本町・八幡地区については、平成16年1月から17年3月にかけて15回にわたり「石狩市立小学校及び中学校の規模・配置等検討会」を開催いたしました。その中で、石狩小学校及び八幡小学校においては、児童数の減少から、単独校として適正な学校規模を確保することが困難であることから、将来的には統合の方向で検討する等の必要があるとされました。

資料の「2 検討の方法」についてですが、厚田区と本町・八幡地区の2つの地

区において、それぞれ検討会を開催する事を予定しております。その構成員としたしましては、『学識経験者』厚田区においては、『地域協議会関係者』を想定しております。加えて『町内会関係者』『PTA関係者』などを想定しておりますが、PTA関係者については、当該校の関係者はもとより、この検討によって影響を受ける可能性のある保育園等のPTAにもご参加いただきたいと考えております。その他、検討会の構成員ではありませんが、関係校の教頭先生にもオブザーバーとして会議に出席していただくことを想定しております。

次に、検討内容ですが、1つは学校整備の時期、2つ目は整備の方向性、学校の形態や場所についてといったことなどを定めたいと考えております。

いずれにいたしましても、将来にわたって、それぞれの学校を維持することが難しいということですので、この検討会の中で地域の皆さまのご意見を踏まえながら、具体的な方向性を見出していきたいと考えております。

次に資料の8ページをご覧ください。市内小中学校の現状と今後の推計ということで、今回の検討の背景となる、児童生徒数の推計と校舎の状況等について、地区ごとに関係校をまとめて掲載したものです。いずれの地区においても、児童数については減少傾向にあり、将来にわたり各校それぞれを維持し続けていくことは困難な状況にあります。

以上 今後の市内小中学校の整備について説明申し上げます。

質疑応答

（徳田委員長）只今、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等ありませんでしょうか。

（松尾委員）厚田区については、ごく最近学校の在り方を検討して、その中で、具体的な協議の場は改めて設けるという整理がされていますので、違和感なくこの協議に入っていけると思いますが、本町・八幡地区については、一度検討しているといっても平成17年3月ということで、9年程度経過しております。

地域にとって学校というのは、言うまでもなく色々な機能を有し、また、思い入れもあるものと思いますので、皆さまから様々なご意見も出されると思いますし、出るべきだと思っております。どうやって、その中でコンセンサスを積み上げて、ひとつの方向性、結論を導いていくのか、話し合いの枠組み、進め方に十分にご配慮をいただきたいと思います。

それから、対象校の現状と今後の推計ということでデータも出ておりますけれども、具体的な検討の場においては、建物の状態や立地の状況など、もう少し細かな条件も提示した上で皆さまにご検討いただくことになると思いますので、より良い学習環境を確保するために、前向きな意見が飛び交う会議の場にしていただきたいと思います。

（蛭谷課長）松尾委員からご指摘いただいたとおり、検討を始めるにあたり、両地区の条件には地域差がございます。また、本町・八幡地区につきましては、平成17年に結論が出た際、市ホームページへの公開や各学校、市P連、そして私立幼稚園連合会などの関係機関へ周知しておりますが、それから相当年数も経っておりますし、保護者や地域住民の移動等も考えられますことから、松尾委員がおっしゃられたとおり、検討会の進め方や資料の提供などについては、会議における要望なども十分にお聞きしながら、しっかりとお応えできるように取り進めて参ります。

また、この検討にあたって必要な情報、具体的には、児童生徒数のもう少し細かい内訳、学校の状況という部分も、実際にこの検討会に入っていく議論の中においては、丁寧に資料を提供させていただき『地域の方とともに良い学校環境を作る』という目的を明確にしながら、検討会を進めていくことができればと考えております。

（門馬委員）資料には、日程に関する記載がありませんが、大まかな目標、いつごろまでに結論を得たいという目途はお持ちなのでしょうか。

（蛭谷課長）本日の教育委員会会議で了承が得られましたら、明日の建設文教常任委員会にも同様に報告をし、その後に、関係者に対して正式に検討会への参画を依頼したいと考えております。そして、9月の下旬から10月初旬には検討会の最初の機会を持ちたいと考えております。

今後、この検討会において皆さまからのご意見を伺うことになりますので、現段階で結論の時期を申し上げるのは難しいのですが、子どもの数が減っていくということと、学校の在り方、環境整備の部分もありますので、いつまでも時間をかけて議論することは好ましくないと考えております。その意味では、厚田区については一昨年に1つの検討の試案というものも出ていますので、年度内に第1ステージの区切りができればと思っています。一方、本町・八幡地区につきましては、厚田区と異なる状況がありますので、あくまでも皆さまとの検討の中で見えてくるものと思っています。

（山本委員）私から意見を申し上げますが、小規模校は先生の日も行き届きやすいなど、それなりの良さもあると思いますが、やはり、小学校、中学校の大切な時期にいろいろな子どもたちと触れ合って、大人になっていただきたいということもありますし、ある程度の人数が集まらないと成されない教育もあると考えますので、学校を集約することも必要だと思っています。

この件については、地元の方々に良い議論がなされることを望みます。

（徳田委員長）私からも2点ほど意見を申し上げます。

まず、検討会の構成員に関する説明で、学校関係者はオブザーバーとして参加するとのことでしたが、学校関係者は微妙な立場にあり、自分の勤務している学

校は存続させたいという気持ちもあるかと思いますが、一方では、学校の内部の状況、あるいは教育を進める段階で、規模による効果や弊害を一番把握している立場ではないかと思います。そういうことから、学校関係者の方は、必要に応じてということではなく、もう少し積極的に関与しても良いのではないかと思います。私は正式な委員として入っても良いと思っているのですが、オブザーバーであっても、ただ聞くだけではなく、意見を求められた場合に、積極的にお答えできるようなオブザーバーの形を考えられないかということが1点です。

2点目は、通常の統廃合は複数の学校を統合して、いずれかに移るとというのが一般的で、地域等から了解をいただければ、それが一番進めやすい方法だと思いますが、それ以外の方法も検討いただければと思います。勉強会の中でも申し上げましたが、1つには、小規模校の良さを生かすような形ができないのかということです。ただし、一方では、施設の問題等もあり、学校をそれぞれ単独で維持するのは困難になるかと思うのですが、単に2つを統合するということではなく、何か特色のある、もっと良い形のものも検討いただければと思います。色々と課題もあるかと思いますが、そうしたことも検討いただければありがたいと思います。

（蛭谷課長）1点目の学校関係者の会議への関わり方ですが、現在、事務局で念頭に置いておりますのは、各学校の教頭先生にご参加いただくということです。只今、委員長から、もう少し専門家として積極的に参加してはどうかというご意見がありました。確かにそういう部分もありますが、私たちとしては、この大きな問題に対しての学校の立ち位置については、我々市教委と違う立場にいる方が望ましいと考えています。私たちは教育行政に携わる立場でありますので、この大きな問題につきましては、地域の方々と積極的な議論を深める中で、1つの形を出して行くわけですが、この中に、学校が私たちと同じ立場で入り、統合の是非についてジャッジをするべきではないと考えています。

確かに学校は、直接子どもたちの教育に携わる当事者でありますので、例えば、会議の中で小規模校の利点や課題などについてご意見を伺う場面はあろうかと思いますが、あくまでも中立的な立場で参加いただきたいと考えております。

（徳田委員長）私も、学校関係者が委員として是非を判断するということに限界があることは了解しております。ただし、現場に携わる人間として、普段から感じている部分もあると思いますので、それを十分に聴いて、内容を把握したうえで検討を進めていただきたいという希望を申し上げました。

（蛭谷課長）学校関係者が考える、より良い学校のあり方については、十分にその意見を聞いてまいりたいと思います。

2点目の学校の形態の選択肢については、現段階で、その方向性・手法が1つと決まっている訳ではありません。ただ、現実的に考えると、選択肢が無数とい

う訳でもありません。先ほど委員長もおっしゃられたとおり、学校を建設し、維持運営していく場合の費用、あるいは立地場所の問題ということもありますので、今後検討していく中で、自ずと選択肢は絞られていくものと考えております。

（百井部長）委員長からの1点目のご意見についてですが、担当課長も申し上げましたとおり、学校の立場については微妙なところもありますので、ご理解いただけるのであれば、会議には参加していただきますが、位置付けについては委員と別扱いとさせていただきたいと思います。

ただし、学校の実態、教育内容を一番良く知っているのは現場の先生でありますので、その部分は客観的に知る必要がありますし、また、専門的な話も聞き取ったうえで、しっかりと反映できるようにしたいと考えております。

（門馬委員）検討会の構成員に「学識経験者」とありますので、ここに小規模校のメリット・デメリットを客観的な立場でお話できる方、例えば元学校関係者などにお入りいただき、そのことをご説明いただければ、町内会関係者やPTA関係者にもご理解いただけるのではないかと思います。

そのような委員の構成ができれば委員長がおっしゃられたことと、事務局の考えには大きな齟齬が生じないと考えます。

（松尾委員）オブザーバーというと、会議での立ち位置について色々な解釈があると思いますが、この場合は『現場の情報提供者』としてお話をしていただけば良いのではないのでしょうか。そして、それを基に構成員の皆さまが議論し、ジャッジを下されるというイメージかと思います。

（徳田委員長）私には、オブザーバーというのは、ただ会議に出席をして、意見を聞き置くだけで、特に発言をしないという印象があるものですから、もう少し前向きな関わり方でも良いのではないかという感想から意見を申し上げました。

（鎌田教育長）オブザーバーという表現が良くないのかもしれませんが、学校関係者については、先ほどのご意見にもありましたように、現状における小規模校の良さや課題などについて説明していただき、構成員が状況を把握するために必要な情報提供者という立場で参画していただくのが基本的な考えです。先ほど担当部長も申し上げたように、そのことをしっかりと把握できるように検討会を進めていきたいと思っております。

学校関係者が『発言できないオブザーバー』ではないということは、この場をお借りして申し上げたいと思います。

（徳田委員長）他にご意見などはございませんでしょうか。

事務局におかれては、これから色々大変だと思いますが、両地区における検討を進めていただければと思います。

（徳田委員長）他に質問がないようですので、報告事項③を了解ということによ

ろしいでしょうか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、報告③を了解しました。

（徳田委員長）以上で、日程第5 報告事項を終了します。

日程第6 その他

（徳田委員長）日程第6 その他を議題といたします。事務局から何かございませんでしょうか

教育委員の皆さまから報告等はございませんでしょうか。

なし

（徳田委員長）以上で、日程第6 その他を終了します。

日程第7 次回会議の開催日程

（徳田委員長）日程第7 次回会議の開催日程を議題とします。

（徳田委員長）次回については、9月29日月曜日、13時30分からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

（徳田委員長）以上をもって、8月定例会の案件は全て終了いたしました。

以上で、平成26年度教育委員会会議8月定例会を閉会いたします。

閉 会 15時40分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 26 年 10 月 10 日

委員長 徳 田 昌 生

署名委員 松 尾 拓 也